

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・増口をご検討ください！

年金ライフプラン — A型・B型 —

(拠出型企業年金保険 + 一時払退職後終身保険)

ゆとりある老後生活、豊かな生活設計のために

豊かな生活設計をお考えのあなたに
給付内容が選べる「一般コース（A型）」

ゆとりある老後生活をお考えのあなたに
年金受取りのための「税制適格コース（B型）」

両方に加入することも、どちらか一方のコースに加入することもできます。

制度内容を
動画で
ご紹介！



ご加入者の保険料は

「一般コース（A型）」・・・一般生命保険料控除の対象

「税制適格コース（B型）」・・・個人年金保険料控除の対象

となり所得税・住民税の税額が軽減されます。

＜各コースの控除額＞

◆所得税・・・年間 50,000 円限度

◆住民税・・・年間 35,000 円限度

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

記載の内容は、2023 年 11 月現在の税制に基づいています。今後、
税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

2023 年度利回り実績 1.29%

積立金の予定利率は 1.24% ですが、2023 年度総利回りは配当金込みで 1.29% になりました。

※記載の数値は、2023 年度決算によるものであり、将来をお約束するものではなく、今後変動することがあります。
詳しくは「契約概要⑩」および「注意喚起情報③」をご確認ください。

申込締切日

2025 年 4 月 11 日（金） 《月払の加入は随時受付しています。》

申込書提出先

農林水産省職員生活協同組合

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 5 階 03(6667)0140

加入日

2025 年 7 月 1 日

生協ホームページ

<https://www.nourinseikyou.jp/>



掛金の払込み

払込方法：給与控除または口座振替にて引き落とし

払込開始月：初回（7 月分掛金）は、月払 6 月、半年払 7 月

申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



厚生労働省
公的年金シミュレーター



本パンフレットについて

◆お申込みにあたって、商品内容や保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、以下の内容を記載した本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P1～P5）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

* 商品のしくみ

* 掛金、給付額試算 等

● 注意喚起情報（P6～P7）

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

* 予定利率の変更について

* 年金・一時金などが支払われない場合 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、保険料、積立金（給付額試算表の内容）などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。



本パンフレットは大切に保管してください。

契 約 概 要

① 商品のしくみ

◆役員・従業員などの自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当生協を契約者として運営する団体年金保険商品です。

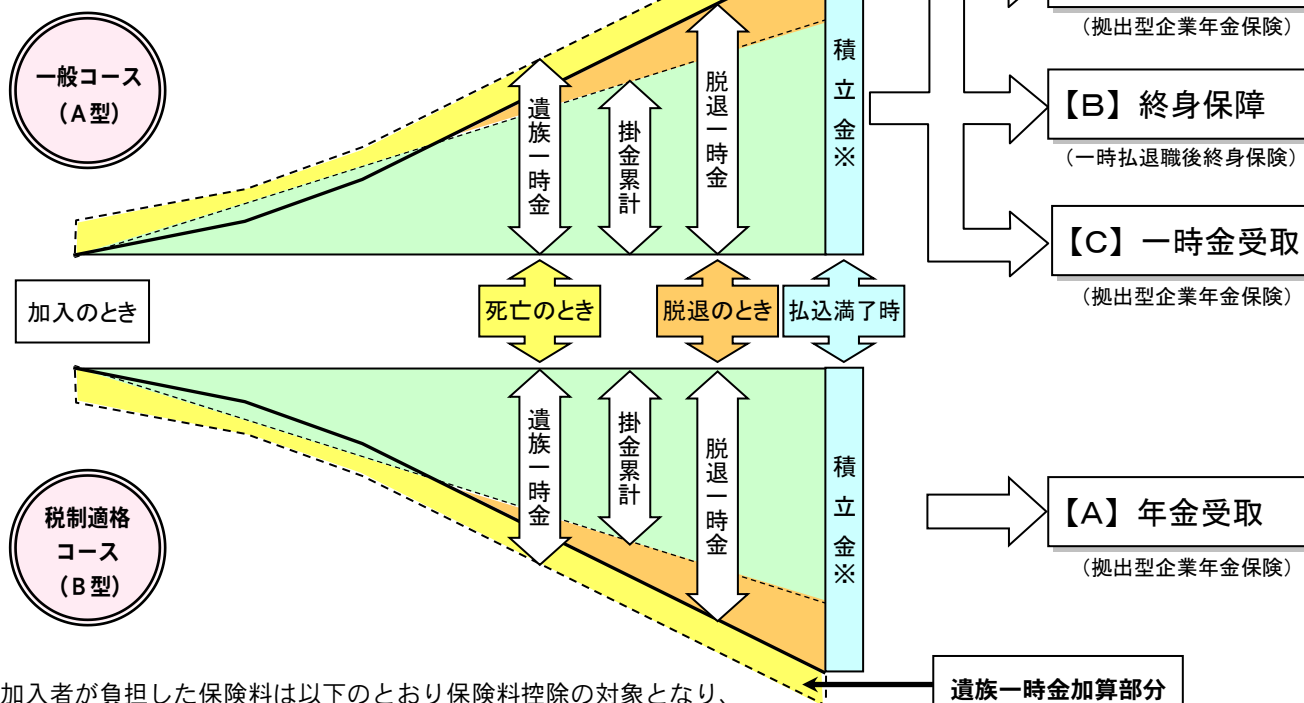
◆在職中に積立てを行い、掛金払込満後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。

◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。

「一般コース（A型）」「税制適格コース（B型）」両方に加入することも

どちらか一方のコースに加入することもできます。

※一般コース（A型）、税制適格コース（B型）間の積立金の移行はできません。



◆加入者が負担した保険料は以下のとおり保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

コース名	対象となる保険料控除	年間の所得控除額	
		所得税	住民税
一般コース（A型）	一般生命保険料控除	50,000 円限度	35,000 円限度
税制適格コース（B型）	個人年金保険料控除		

※「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率（予定利率）により運用されています。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023 年 11 月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

生命保険料控除に関する税制改正について

P4

② 加入対象者

当生協の組合員で加入日現在 18 歳以上かつ払込満了年齢までの期間が右記の年数以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。 上記加入対象者ではない方は加入できません。	一般コース（A 型）	2 年
	税制適格コース（B 型）	10 年

③ 払込満了年齢

65 歳

④ 掛金

《一般コース（A 型）・税制適格コース（B 型）》					
◆月払	1 口	2,000 円	（保険料 1,990 円、制度運営費 10 円）	最低加入口数	1 口
◆半年払	1 口	5,000 円	（保険料 4,975 円、制度運営費 25 円）	最低加入口数	1 口
《一般コース（A 型）のみ》					
◆一時払	1 口	50,000 円	（保険料 50,000 円、制度運営費 0 円）	最低加入口数	1 口
・掛金は加入者負担です。					
・掛金から当生協にて必要な「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。					
・半年払は各コース、一時払は一般コース（A 型）の月払に加入された方のみ取り扱いいます。					

⑤ 給付額試算表

月 払 1 口 2,000 円 、半年払 1 口 5,000 円の場合					
※ 部分は、積立金額が掛金累計額を下回る期間です。					
	加入年数	掛金累計額	一時金受取【C】	年金受取【A】	年金受取【A】
			積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額 10 年確定年金 の場合	基本年金月額 15 年確定年金 の場合
月 払	年	円	約 円	約 円	約 円
	1	24,000	23,530	—	—
	2	48,000	47,290	410	280
	3	72,000	71,260	620	420
	4	96,000	95,470	830	570
	5	120,000	119,900	1,050	720
	6	144,000	144,560	1,260	870
	10	240,000	245,780	2,150	1,470
	15	360,000	378,630	3,310	2,270
	20	480,000	518,880	4,540	3,120
	25	600,000	666,950	5,840	4,010
	30	720,000	823,260	7,210	4,950
半 年 払	35	840,000	988,280	8,660	5,950
	40	960,000	1,162,490	10,180	6,990
	年	円	約 円	約 円	約 円
	1	10,000	9,770	—	—
	2	20,000	19,630	170	110
	3	30,000	29,590	250	170
	4	40,000	39,640	340	230
	5	50,000	49,790	430	290
	6	60,000	60,030	520	360
	10	100,000	102,070	890	610
	15	150,000	157,250	1,370	940
	20	200,000	215,520	1,880	1,290
	25	250,000	277,030	2,420	1,660
	30	300,000	341,960	2,990	2,050
	35	350,000	410,510	3,590	2,470
	40	400,000	482,890	4,230	2,900

◆将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。
左記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。
1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。
月払 3,530 口、半年払 1,190 口
2. 加入者全員の掛金が払込期月の 1 日までに入金されていること。
3. 予定利率は 2024 年 12 月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合から算出したものであること。
4. 配当金の加算がないこと。
◆積立金を年金に換算する率(年金現価率)は、2024 年 12 月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出した率を使用しています。
◆7 月 1 日に加入した場合を前提として計算しています。

⑥ 加入日（増口日）

- ◆月払 毎月1日
 - ◆半年払 7月1日のみ
 - ◆一時払 7月1日のみ ※一時払は1回のみ入金を行う払込方法です。
次年度以降も継続して払込みを希望される場合は、その都度お申込み手続きが必要です。
- なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が2年以上あることを要します。

⑦ 掛金払込満了時の給付内容

『一般コース（A型）』	『税制適格コース（B型）』
【A】【B】【C】の給付を自由に組み合わせて選択することができます。	【A】の給付のみ取り扱いいます。

【A】年金受取（拋出型企業年金保険）

（選択できる年金種類はP5「⑨年金種類」を参照ください）

- ・払込満了年齢に達したとき、加入者に年金が支払われます。
- ・一時金での受取りを希望される場合には、将来支払われる年金に代えて一時金で受け取ることもできます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引き続き、民法に基づく加入者の遺族（法定相続人）に年金が支払われます。

一般コース （A型）	加入期間2年以上の方 ⇒ 確定年金 か 終身年金 を選択 （一般コース（A型）のみで年金を受け取る場合、基本年金月額が1万円以上必要です。）
税制適格コース （B型）	加入期間10年以上の方 ⇒ 確定年金 か 終身年金 を選択

- ・両コース加入の方は、それぞれのコースについて年金受給権を判定します。

【B】終身保障（一時払退職後終身保険）

- ・払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入（転換）します。
（ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。）
- ・終身にわたり、被保険者の死亡または高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。
- ・転換の手続きにあたっては、転換時にお渡しする「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」を受取りのうえ必ずお読みください。

転換時期	払込満了年齢到達時とします。
保険金額	最高保険金額3000万円、最低保険金額100万円とします。 ※保険金額は転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので転換時にお渡しする「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」等を参照してください。
転換の取扱い	一時払退職後終身保険は当生協を経由して加入者が直接契約していただきます。 その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。 転換後の保険金の請求は当生協を経由せず住友生命に直接連絡してください。
加入申込みの 手続き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手続きは当生協に連絡してください。
引受保険会社	この制度は当生協が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

【C】一時金受取（拋出型企業年金保険）

- 払込満了時の積立金が加入者に支払われます。

⑧ 掛金払込期間中の取扱い

◆脱退された場合【脱退一時金】

- ・脱退時点の積立金（脱退一時金）が加入者に支払われます。
- ・なお、以下の要件を満たした場合、年金受取や終身保障（一般コース（A型）のみ）を選択することもできます。
（選択できる年金種類はP5「⑨年金種類」を参照ください）

一般コース （A型）	年金 受取	加入期間2年以上 かつ 脱退時の年齢が50歳以上の方⇒ 確定年金 か 終身年金 を選択 （一般コース（A型）のみで年金を受け取る場合、基本年金額は1万円以上必要です。）
	終身 保障	中途脱退時の直前2年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に退職された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果による健康状態、中途脱退時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。
税制適格 コース （B型）	加入期間10年以上 かつ 脱退時の年齢が50歳以上60歳未満の方 ⇒ 終身年金	
	加入期間10年以上 かつ 脱退時の年齢が60歳以上の方 ⇒ 確定年金 か 終身年金 を選択	

- ・両コース加入の方は、それぞれのコースについて年金受給権を判定します。

◆死亡された場合【遺族一時金】

死亡時点の積立金に月払1口あたり2,000円、半年払1口あたり5,000円を加算した金額が、遺族一時金として遺族に支払われます。

積立金の払出し

一般コース （A型）	下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、加入者の申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことが可能です。
税制適格コース （B型）	取り扱いできません。

掛金払込の中断・減口

下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、掛金払込の中断または加入口数を減らす（減口）ことができます。なお、減口の場合は減口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。また、両コース加入の方は、一般コースから先に減口となります。

一般コース （A型）	中断	一般コース（A型）のみ加入されている方は、取り扱いできます。 月払を中断すると、他の払込方法についても払込みができなくなります。
	減口	取り扱いできます。
税制適格コース （B型）	中断	取り扱いできません。 ただし、10年以上掛金の払込を継続していれば、取り扱いできます。
	減口	取り扱いできます。ただし、月払を最低1口以上継続していただきます。

◆積立金の払出事由（①～⑥）、掛金払込の中断・減口事由（①～⑦）

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病、障害、死亡を含む） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む）
⑤結婚（親族の結婚を含む） ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

生命保険料控除に関する税制改正について

2012年1月1日以降の新契約から、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当制度は、2011年12月31日以前に発足しておりますので適用限度額は従来どおり変更ありません。（2012年1月1日以降に新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。）他にご加入の保険契約がある場合、内容によっては取扱いが異なりますので個別の税務の取扱い等は所轄の税務署等にご確認ください。

⑨ 年金種類

選択できる年金種類は次のとおりです。

(一般コース(A型)、税制適格コース(B型)で年金を選択する場合は、同一の年金種類を選択していただきます。)

年金種類	給付内容	基本年金額 1 万円を受け取るために必要な積立金額 (この金額は 2024 年 12 月現在の各引受保険会社の予定利率と引受割合をもとに算出しており、今後の経済情勢などにより変動することがあります。)	
確定年金	年金受取期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。	5 年確定年金 (税制適格コース(B型)は選択できません。)	588,009 円
		10 年確定年金	1,140,880 円
		10 年確定年金 (逓増型)	【注】 1,291,420 円
		15 年確定年金	1,660,711 円
終身年金	保証期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われますが、保証期間経過後は加入者が生存している限り年金が支払われます。	15 年保証期間付終身年金	【注】 2,182,497 円
	保証期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。保証期間経過後に加入者が生存している場合は同額の年金を、また、加入者の死亡後に配偶者が生存している場合には、配偶者に 2 分の 1 の年金が支払われます。配偶者とは、本人の年金開始時および死亡時に法律上の配偶者である方をいいます。	10 年保証期間付 配偶者年金特則付終身年金	【注】 2,436,403 円

【注】 逓増型は年金額が毎年 3% 単利で増加します。

終身年金は 65 歳で年金受取を開始する男性の場合の金額です。

配偶者年金特則付終身年金は 65 歳で年金受取を開始する男性かつ配偶者の年齢が 3 歳年下の場合の金額です。

⑩ 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

⑪ 引受保険会社について

※ 2024 年 12 月 2 日現在

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名 (引受割合)】

- ・住友生命保険相互会社 (73%) [事務幹事会社]
- ・富国生命保険相互会社 (14%)
- ・日本生命保険相互会社 (9%)
- ・大樹生命保険株式会社 (2%)
- ・明治安田生命保険相互会社 (1%)
- ・第一生命保険株式会社 (1%)

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当生協 (契約者) は、加入対象者 (被保険者) の個人情報 (氏名、性別、生年月日等) を当生協が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当生協が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社 (事務幹事会社) は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供 (関連会社・提携会社を含む)、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当生協、他の引受保険会社を上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。



年金や一時金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 6 注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当生協（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当生協の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拋出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拋出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。**



⑥ 諸制度 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当生協担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当生協担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

＜生命保険契約者保護機構＞

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拋出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社

法人サービス室（拋出型企業年金保険窓口）

 **0120-357223**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

●証券番号：365015405

●契約者名：農林水産省職員生活協同組合